

特定化学物質障害予防規則等の改正（1/3）

～エチルベンゼン、コバルト及びその無機化合物、インジウム化合物～

エチルベンゼン、コバルト及びその無機化合物、インジウム化合物に係る労働者の健康障害防止対策を強化すること等を目的とし、平成 24 年 9 月 20 日に「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」（平成 24 年政令第 241 号）、及び平成 24 年 10 月 1 日に「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」（平成 24 年厚生労働省令第 143 号）が公布されました。

この改正政省令は、平成 25 年 1 月 1 日から、施行、適用となりました（経過措置あり）。

エチルベンゼン

◆ 作業環境測定の実施（経過措置により、平成 26 年 1 月 1 日から義務化）

対象となる業務は、エチルベンゼン、エチルベンゼン含有物（エチルベンゼンの含有量が重量の1%を超えるもの）を用いて行う塗装業務（以下、エチルベンゼン塗装業務）で、屋内作業場では、作業環境測定とその評価、結果に応じた適切な改善を行うことが必要です。

エチルベンゼンの含有量	エチルベンゼンと有機溶剤の合計含有量	
	5%(w/w)以下	5%(w/w)超
1%(w/w)超	<ul style="list-style-type: none"> エチルベンゼンの測定、評価（測定、評価結果30年保存） 	<ul style="list-style-type: none"> エチルベンゼンの測定、評価（測定、評価結果30年保存） エチルベンゼンを含む混合有機溶剤としての測定、評価（測定、評価結果3年保存）
1%(w/w)以下	<ul style="list-style-type: none"> 測定義務なし 	<ul style="list-style-type: none"> エチルベンゼンを含む混合有機溶剤としての測定、評価（測定、評価結果3年保存）

- 6ヶ月以内ごとに1回、定期的に作業環境測定士による作業環境測定を実施
- 結果について評価を行い、評価結果に応じて適切な改善を行う
- 測定の記録及び評価の記録を定められた期間保存する
- エチルベンゼンの管理濃度は、20ppm

◆ その他に必要な対応

- ・ 容器、包装への表示…エチルベンゼンを重量の0.1%以上含有する製剤その他の物を容器、包装に入れて譲渡、提供する場合
- ・ 発生抑制装置等と呼吸用保護具の使用（有機溶剤予防中毒規則の準用）※
- ・ 健康診断※
- ・ 作業主任者の選任※
- ・ 作業場への取扱い上の注意事項等の掲示※
- ・ 作業の記録の保存※ 他

※ エチルベンゼン塗装業務のみに該当します。



特定化学物質障害予防規則等の改正（2/3）

～エチルベンゼン、コバルト及びその無機化合物、インジウム化合物～

コバルト及びその無機化合物、インジウム化合物

◆ 作業環境測定の実施（経過措置により、平成26年1月1日から義務化）

対象となる業務は、コバルト及びその無機化合物、インジウム化合物を、重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を製造し、または取り扱う作業全般で、屋内作業場で、作業環境測定とその評価、結果に応じた適切な改善を行うことが必要です。

物質名	管理濃度
コバルト及びその無機化合物	0.02mg/m ³
インジウム化合物	定めない



- コバルト及びその無機化合物を触媒として取り扱う作業は、作業環境測定の適用除外となります。
- コバルト及びその無機化合物の触媒そのものを製造する作業は適用除外とはなりません。
- 以下のような、労働者の身体が当該物質の粉じん等にはく露される恐れが無い作業は、取扱い作業に該当せず、対象となりません。
 - ・インジウム化合物を電極とする液晶パネルを用いて電気製品を組み立てる作業
 - ・コバルトを含有する合金をプレス成型（打ち抜きを除く）する作業、加熱せずに行う圧延の作業、成形したものを単に組み立てる作業
 - ・コバルトを含有する合金を素材とする工具を通常的使用方法により用いて、他の金属等の加工等を行う作業
 - ・塩化コバルトを紙製のカードやシリカゲルに含浸させて乾燥させた製品を、湿度検知のために使用する作業
- インジウム化合物を製造、取り扱う作業場では、作業環境測定結果に応じて、厚生労働大臣の定める規格を満たす呼吸用保護具の使用が必要です（次ページ3/3参照）。

- 6ヶ月以内ごとに1回、定期に作業環境測定士による作業環境測定を実施
- 結果について評価を行い、評価結果に応じて適切な改善を行う（コバルト及びその無機化合物のみ）
- 測定の記録及び評価の記録を30年間保存する

◆ その他に必要な対応

- ・容器、包装への表示…コバルト及びその無機化合物、インジウム化合物を重量の0.1%以上含有する製剤その他の物を容器、包装に入れて譲渡、提供する場合
- ・発生抑制装置等の措置
- ・健康診断
- ・作業主任者の選任
- ・作業場への取扱い上の注意事項等の掲示
- ・作業の記録の保存 他



特定化学物質障害予防規則等の改正（3/3）

～エチルベンゼン、コバルト及びその無機化合物、インジウム化合物～

◆ インジウム化合物を取り扱う場合の措置

1. 呼吸用保護具の着用（経過措置により、平成26年1月1日から義務化）

作業環境 測定結果※1	選定すべき呼吸用保護具 (以下のもの、又はこれらと同等以上の性能を有するもの※2)
300 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上	○全面形プレッシャデマンド形空気呼吸器 ○全面形圧縮酸素形陽圧形酸素呼吸器
30 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上	○全面形電動ファン付き呼吸用保護具 (粒子捕集効率99.97%以上) (JIS規格による漏れ率がS級であって、 労働者ごとの保護具係数が1,000以上であることが確認されているもの) ○全面形プレッシャデマンド形エアラインマスク
15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上	○全面形電動ファン付き呼吸用保護具 (粒子捕集効率99.97%以上) ○半面形電動ファン付き呼吸用保護具 (粒子捕集効率99.97%以上) (JIS規格による漏れ率がA級以上であって、 労働者ごとの防護係数が100以上であることが確認されているもの)
7.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上	○半面形電動ファン付き呼吸用保護具 (粒子捕集効率99.97%) ○全面形取替え式防じんマスク (粒子捕集効率99.9%以上)
3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上	○フード形又はフェイスシールド形の電動ファン付き呼吸用保護具 (粒子捕集効率99.97%以上)
0.3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上	○半面形取替え式防じんマスク (粒子捕集効率99.9%以上)
0.3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 未満	定めなし

※1 作業環境測定結果は、作業環境評価基準に準じ算出した第1評価値又は、B測定の最大値のいずれか高い方を指す

※2 基本的にJIS規格の指定防護係数が同等以上のもの（使い捨て式のものを除く）

2. 付着物の除去（平成25年1月1日から義務化）

作業に使用した器具、工具、呼吸保護具等について、付着したインジウム化合物等を除去せずに作業場外に持ち出さないこと（粉じんが発散しないように器具、工具、呼吸用保護具等を容器等に梱包した時を除く）。

3. 作業場の床等を水洗等によって容易に掃除できるものとし、1日1回清掃する（経過措置により、平成26年1月1日から義務化）。

当社は、埼玉労働局登録の作業環境測定機関です。詳しくは、当社 環境分析部 佐藤（亮）（フリーダイヤル0120-01-2590（内線382））まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

